

大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務委託仕様書

1 業務名

大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託料上限額

1,320,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 業務の目的

本業務は、男性の家事及び育児や夫婦間の家事シェアをテーマとした家族が楽しめる集客イベントを通じて、家庭における男女共同参画の推進を図り、もって男性の継続的かつ主体的な家事への参画及び夫婦間における家事分担の促進に資することを目的とする。

5 業務の内容

(1) 集客イベント企画・運営作業等

- ① 男性の家事育児参画及び夫婦間の納得度の向上につながるよう、男性の家事育児や家事シェアをテーマとした家族や親子が楽しむことができる集客イベントを企画すること。
- ② 会場において、ステージイベント及びブースの設置・運営を行うこと。なお、それぞれの詳細については、以下のとおりとする。

【ステージイベント】

- ・イベント全体の進行を担う司会者を置くこと。
- ・より多くの集客が見込め、途中から参加した場合においても楽しむことができるようなイベントを企画・実施すること。
- ・イベントコンテンツを計3～4程度展開すること。
(例：①音楽コンサート⇒②親子体操⇒③絵本読み聞かせ⇒④〇×クイズ)
- ・イベントコンテンツの実施に当たっては、全体の流れを考慮するとともに、イベント間の間隔を空けない工夫を行うこと。
- ・ステージイベントの提案に当たっては、次のすべての視点が含まれるよう企画すること。
 - ア 内容に「男性の家事育児参画」もしくは「家事シェア」の要素が含まれているもの
 - イ 来場者の注目を集めるもの
 - ウ 親子、夫婦（プレを含む。）が楽しみながら学べるもの

【ブースの設置・運営】

- ・体験活動や展示物の観覧等を通じ、親子や夫婦等が楽しみながら、家事や育児等について学ぶことができる催しを企画・実施すること。

- ・計4ブース設置することとし、最低限、親子で遊べる体験型ブースを2つ、家事や育児に関する学びのブースを1つ設置すること。
 - ・上記の4ブースのほか、市が実施する啓発用ブースを1つ設営することとし、同ブースにおいて啓発等に活用することができるグッズを市と協議の上で作成すること。
 - ・各ブースには常に1人以上のスタッフを配置し、ブースでの体験活動等の実施や、市の啓発物等の配布、アンケートへの協力の声かけ、展示物の管理、参加者のカウント等の運営を行うこと（市が実施する啓発用ブースを除く。）。
- ③ 令和7年11月16日（日）にランチ大津京さんかく広場（滋賀県大津市二本松1-1）において開催することで調整すること。
 - ④ イベント全体の開催時間は、12時から14時までを中心として、連続する計4時間実施すること。（例：11時～15時、12時～16時）
 - ⑤ イベントについては、屋外において実施することとするが、雨天となった場合についても、可能な限り半屋外（屋根付きスペース）で実施すること。
 - ⑥ 会場使用料（電気使用料を含む。）については、市が負担するものとする。
 - ⑦ 会場において費用の負担なく利用することができる備品は以下のとおり。

備品	数量
テント（2m×2m）	15張
イベント用テーブル（w1800×D600×H700）	10台
丸テーブル（Φ800×H740）	10台
折り畳みテーブル	15台
パイプ椅子（w425×H820×SH450）	20脚
丸テーブル用チェア（w515×D480×H780×SH450）	20脚
ステージ台（w2400×D1200×H400）	10台
ステージ用ステップ（w960×D300×290）	1台
可動式パネル（w900×D430×H1800）	5台
テーブル用台車	1台

- その他、イベントの実施に当たって必要となる備品及び機材等については受託者において手配すること。
- ⑧ 会場における飲食物の提供、その他物販は行わないものとする。
 - ⑨ 集客イベント全体の運営（全体統括、各コンテンツとの調整、来場者対応等）を円滑に実施すること。
 - ⑩ 参加者の安全に十分配慮し、運営・管理に必要となるスタッフを適切に配置すること。
 - ⑪ 他の業務（大津市版家事・育児シェアシートを用いた周知啓発事業）との連携を意識した企画となるよう、本市と協議の上、進めること。なお、他の業務の概要については、別紙「男性の家事育児参画推進イベント事業関連事業概要書」を参照の上、詳細については市に確認すること。
 - ⑫ 令和7年9月19日（金）までにステージ及びブースにおけるイベントコンテンツの内容を決定し、市に報告すること。

- ⑬ より多くの参加者を集客するイベントとなるよう、集客等に関する独自の提案及び実施をすること。

6 実施結果報告

事業完了後、速やかに業務完了報告書（任意様式）を作成し、実施状況をカメラやビデオで記録撮影したものと併せて市に提出すること。

7 支払条件

全ての業務完了後一括払いとする。

8 業務実施に係る条件及び留意事項

- (1) 実施に必要な業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 実施体制を明確にし、業務工程表を策定すること。
- (3) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を明らかにした上で、あらかじめ本市の承諾を得ること。なお、業務を再委託できる範囲については次表により確認すること。

業務の範囲	業務の内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	否
上記以外の業務	上記以外の業務	可 (本市の承諾が必要)

- (4) 天災地変や感染症の拡大等の不可抗力により、上記５に指定する業務を実施できない場合には、当初予定していた業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案を行い、市と協議の上で可能な限り実施することとする。なお、代替事業を含め委託期間中に事業を実施できなかった場合は、市と協議の上、当該事業にかかる費用を契約金額から減額することとする。
- (5) 成果物の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の履行に当たり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (7) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあつては、紛失や漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (8) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合、速やかに報告すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備及び報告）

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還）

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知等）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

（調査）

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

（指示及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（損害賠償）

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

(別紙1)

男性の家事育児参画推進イベント事業関連事業概要書

1 業務名

大津市版家事・育児シェアシート周知啓発事業

2 業務の目的

家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや固定的性別役割分担意識といった構造的な問題の解消に向け、家庭内において男女が協力して家事・育児を行う意識の醸成と、夫婦間（プレを含む。）の信頼や納得度の向上に資するための啓発等を行い、本市における男女共同参画の一層の推進を図ることを目的とする。

3 主な業務の概要

本市で独自に作成する各家庭における納得感のある家事・育児分担を可能とするための夫婦間のコミュニケーションシートについて、市が開催する集客イベントやセミナーのほか、市内事業所を対象とした研修会等において活用をPRする。